

第11回社会保障改革に関する集中検討会議議事要旨

開催日時：平成23年7月14日(木) 16:30～16:48

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

(政府・与党)

与謝野	馨	社会保障・税一体改革担当大臣（議長補佐）
玄葉	光一郎	国家戦略担当大臣
藤井	裕久	内閣総理大臣補佐官
鈴木	克昌	総務副大臣
五十嵐	文彦	財務副大臣
大塚	耕平	厚生労働副大臣

(有識者)

成田	豊	電通名誉相談役
峰崎	直樹	内閣官房参与
宮島	香澄	日本テレビ解説委員
柳澤	伯夫	城西国際大学学長
赤石	千衣子	特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事
有吉	晶子	特定非営利活動法人ユースポート横濱理事
小川	泰子	社会福祉法人いきいき福祉会専務理事
亀田	信介	医療法人鉄蕉会亀田総合病院院長
生水	裕美	野洲市市民部市民生活相談室主査
中橋	恵美子	特定非営利活動法人わははネット理事長
藤本	晴枝	NPO法人地域医療を育てる会理事長
細野	真宏	株式会社アーク・プロモーション代表取締役社長
湯浅	誠	内閣府参与 反貧困ネットワーク事務局長

概要

(与謝野議長補佐) ただいまより「社会保障改革に関する集中検討会議」を開催する。

本日は、6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部で決定され、翌7月1日に閣議に報告された「社会保障・税一体改革成案」及び成案に盛り込まれた社会保障改革の今後の進め方について御報告したい。

内閣官房社会保障改革担当室中村室長から説明する。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) まず、本会議の委員として御参加いただいていた笹森清内閣特別顧問は、6月4日に御逝去された。御冥福をお祈り申し上げます。

資料2をご覧ください。これまでの経過であるが、5月に厚生労働省から改革案が提出され、集中検討会議で討議が進められ、与党からの提言や総理の指示などを踏ま

え、6月2日に集中検討会議として「社会保障改革案」を取りまとめた。

この「社会保障改革案」は、6月3日の政府・与党社会保障改革検討本部に報告され、6月中に成案を取りまとめるべく、「成案決定会合」が設置された。

6月17日の成案決定会合で、集中検討会議で取りまとめた「社会保障改革案」に、それまでの間の地方団体との協議、税制調査会が取りまとめた意見、民主党社会保障と税の抜本改革調査会の論議などの与党の意見を踏まえて修正した「社会保障・税一体改革成案（案）」が提示された。

民主党の調査会では、「社会保障・税一体改革成案（案）」を受けて、6月29日まで精力的に論議が行われ、最終的には関係閣僚と与党側代表者の間での協議により合意に達し、30日の夕方、成案決定会合及び政府・与党社会保障改革検討本部を開催して同本部決定が行われ、翌7月1日の閣議に報告されたのが資料3の「社会保障・税一体改革成案」である。

「成案」の概要を記した資料4により御説明申し上げる。

2ページが「成案」のポイントである。

全体の構成は、「Ⅰ 社会保障改革の全体像」、「Ⅱ 社会保障費用の推計」、「Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿」、「Ⅳ 税制全体の抜本改革」、「Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール」、「Ⅵ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現」となっている。

3ページ及び4ページには社会保障改革の主な項目が示されている。4ページの中ほどにあるように、2015年度の所要額は公費で約2.7兆円になっている。

この「社会保障・税一体改革成案」における改革項目の詳細は、資料5にまとめられているので、後ほど御参照願いたい。

次に5ページをご覧ください。「社会保障・税一体改革成案」の中の社会保障の安定財源確保の基本的枠組みについて御説明申し上げます。

まず、社会保障給付に要する公費負担の費用は消費税込を主な財源とし、消費税込を充てる分野は、現在、高齢者三経費であるが、これからは、それを基本としながら、社会保障四経費、すなわち年金、医療、介護、少子化に充てることとしている。

(2)においては、消費税込の使途を明確化し、消費税込の社会保障財源化を行うことを明らかにしている。

(3)においては、国と地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保に関して、引上げ分の消費税込については、(1)の社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとされている。

(4)においては、消費税込の段階的引上げについて、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税込を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革に係る安定財源の確保を行うとされている。

次に10ページをご覧ください。消費税込の引上げ分の5%については、機能強化分としては3%相当が充てられ、その内訳は、先ほどご覧いただいた2015年度の所要額が公費で約2.7兆円となる制度改革に伴う増、経済の伸びを超えて伸びる高齢化等に伴う増、そして年金の国庫負担2分の1の安定財源、となる。また、現在、後代に負

担を先送りしている部分について機能維持として1%相当、それから、消費税引上げに伴う社会保障支出等の増に1%が充てられる形になる。

11 ページをご覧ください。社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成については、このページの右側に示すように、改革に伴う新規歳出増に見合った安定財源の確保に青い矢印で示している2%分が充てられ、黒い矢印で示している3%分がプライマリー・バランスの改善に充てられる。注1にあるように、2015年度には、消費税率換算で約3%分のプライマリー・バランスの改善が必要とされているので、黒い矢印の3%分がプライマリー・バランスの改善に充てられることで、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への一里塚が築かれることになる。

ただいま説明申し上げた内容が、5ページと6ページに文章で書かれている。

7ページには、税制全体の抜本改革について記述されている。これについては、税制調査会で取りまとめられたものがここに盛り込まれている。

8ページは、社会保障・税一体改革のスケジュールについて記述されている。社会保障・税一体改革に当たっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議していくこと、社会保障改革については、工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図っていくこと、税制抜本改革については、経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずること、とされている。

この「経済状況の好転」については、総合的に判断するものであること、また、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとすること、これらについて、政府・与党において十分検討し、法制化の際に必要な措置を具体化することとされている。

また、不断の行政改革、徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取り組みを強め、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進めることとされている。

(与謝野議長補佐) 続いて、この「成案」に盛り込まれている社会保障改革の具体的な進め方について、大塚厚生労働副大臣に説明をお願いします。

(大塚厚生労働副大臣) 資料6をご覧ください。6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において取りまとめられた「成案」の社会保障分野の改革については、以下のようなスケジュールで進めさせていただきたい。

まず子ども・子育てについては、記載されている検討項目について、内閣府をはじめとした関係府省とともに精力的に検討し、税制抜本改革とともに、早急に法案を提出させていただきたい。

医療・介護についても、記載されている検討項目について、診療報酬・介護報酬の改定に、議論を適切に反映するとともに、基盤整備のための一括的な法整備については、2012年を目途に法案を提出させていただきたい。また、医療保険・介護保険の見直しについては、税制抜本改革とともに、2012年以降関連法案を提出していくことを考えている。

年金については、まず、検討の場として、社会保障審議会年金部会等の場において、更に内容を詰めていくことになろうかと思う。そして、8月までのできる限り早い時期に検討の場を立ち上げ議論を開始させていただく。最低保障機能の強化関係は、税制抜本改革ととも

に、2012 年以降速やかに関係法案を提出することを念頭に置いている。年金制度は、さまざまな改革があるので、その他の部分については、2012 年以降、速やかに法案提出をさせていただきたい。

最後に一番下の○の部分であるが、社会保障給付費統計における地方単独事業の位置付けについては、成案の趣旨を踏まえ、まずは、地方単独事業の実態について必要な把握を行った上で、総合的に整理をしていく必要があると考えている。

(与謝野議長補佐) また本日は、「社会保障・税一体改革成案についての意見」と題する資料が、赤石委員ほか5名の意見から提出されている。

御質問・御意見等があれば、伺いたい。

(発言なし)

(与謝野議長補佐) 本当に皆様方の御尽力に心より感謝申し上げます。

(以 上)